

貯水槽水道等に係る衛生管理状況（平成16年度）について

1. 調査内容

(1) 簡易専用水道の衛生管理状況

水道法第34条の2で定められている簡易専用水道の管理の検査の受検状況、検査事項の不適合状況等について調査を行った。

(2) 小規模貯水槽水道の衛生管理状況

小規模貯水槽水道（貯水槽の有効容量が10m³以下のもの）について、各都道府県、保健所設置市及び特別区の条例・要綱等の制定状況、施設数並びに検査実施状況等の調査を行った。

2. 調査方法及び時期

都道府県、保健所設置市、特別区の水道担当部局に対し、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道について、平成16年度の衛生管理状況の調査を実施した。

3. 調査結果

(1) 簡易専用水道

簡易専用水道の定期検査の実施施設数及び検査における指摘事項は表1-1、1-2に示すとおりである。また、特に衛生上問題があつたために報告された施設についての指摘事項は表1-3、行政による立入検査数は表1-4、都道府県、保健所設置市、特別区別の施設設置状況、検査実施状況等は表1-5、全国の施設数及び受検率の経年変化は図1-1のとおりである。

表1-1 簡易専用水道の設置状況及び検査結果

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
検査対象施設数	190,150	194,278	196,381	201,809	206,451
検査実施施設数	162,186	165,034	165,408	167,497	166,839
受検率	85.3%	84.9%	84.2%	83.0%	80.8%

注) 各都道府県、保健所設置市、特別区毎の受検率は表1-5参照

表1-2 簡易専用水道の検査における不適合内容の推移

項目		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
検査指摘施設数		68,386	70,816	68,598	62,431	47,625
検査指摘率		42.2%	42.9%	41.5%	37.3%	36.2%*
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	11.2%	10.3%	10.2%	9.6%	17.4%
	受水槽本体の状態	6.8%	6.7%	6.7%	6.7%	18.5%
	受水槽上部の状態	4.3%	4.0%	4.0%	3.8%	7.7%
	受水槽内部の状態	4.8%	4.9%	4.6%	4.8%	11.8%
	マンホールの状態	8.2%	8.1%	8.5%	7.9%	20.7%
	オーバーフロー管の状態	5.2%	5.4%	5.4%	5.0%	12.2%
	通気管の状態	5.4%	5.5%	6.0%	5.6%	14.8%
	水抜き管の状態	4.8%	3.4%	3.8%	4.1%	9.3%
	高置水槽本体の状態	4.3%	4.4%	4.4%	3.8%	9.4%
	高置水槽上部の状態	0.9%	0.9%	0.9%	0.8%	2.6%
水質検査	高置水槽内部の状態	3.7%	3.7%	3.4%	3.3%	9.7%
	マンホールの状態	6.8%	6.9%	6.9%	6.0%	16.5%
	オーバーフロー管の状態	4.1%	4.4%	3.5%	3.1%	8.1%
	通気管の状態	6.2%	6.5%	6.6%	5.8%	14.2%
	水抜き管の状態	1.8%	1.6%	1.4%	1.4%	3.3%
	他 紙水管等の状態	1.4%	1.4%	1.3%	1.1%	1.1%
水質検査	臭気	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	味	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	色度	-	-	-	-	0.1%
	濁度(濁り含む)	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	残留塩素	0.5%	0.5%	0.4%	0.3%	1.5%
書類の整備保存の状況		15.1%	14.6%	14.6%	13.1%	23.9%

注) 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

- ・平成15年度までの検査項目別の指摘率は、検査実施施設に対する割合（複数回答あり）
- ・平成16年度の検査項目別の指摘率は、検査指摘施設に対する割合（複数回答あり）

*平成16年度の指摘率は、検査項目別の指摘内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数

(131,545施設)に対する割合

表1－3－1 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があつた」ために報告された内容の推移

項目		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
報告施設数		1,624	1,636	1,623	1,343	856
報告率		0.9%	0.8%	0.8%	0.8%	0.6%※
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	5.3%	5.8%	6.7%	7.8%	25.9%
	受水槽本体の状態	22.2%	18.7%	20.1%	22.6%	37.9%
	受水槽上部の状態	3.3%	4.5%	4.6%	4.5%	9.5%
	受水槽内部の状態	15.2%	18.8%	18.7%	25.7%	21.5%
	マンホールの状態	19.6%	8.0%	9.9%	11.8%	32.6%
	オーバーフロー管の状態	5.7%	5.7%	6.2%	10.3%	22.2%
	通気管の状態	6.0%	6.4%	6.2%	8.8%	18.7%
	水抜き管の状態	2.3%	2.8%	3.1%	7.4%	25.5%
	高置水槽本体の状態	14.0%	13.9%	11.3%	10.6%	20.9%
	高置水槽上部の状態	1.2%	1.8%	4.6%	3.1%	3.2%
水質検査	高置水槽内部の状態	9.0%	10.3%	9.7%	9.2%	18.2%
	マンホールの状態	12.3%	7.9%	9.2%	9.2%	40.8%
	オーバーフロー管の状態	3.6%	4.2%	4.1%	8.3%	16.1%
	通気管の状態	9.8%	8.4%	7.5%	8.6%	32.0%
	水抜き管の状態	1.1%	1.8%	2.2%	3.6%	5.0%
	他 紙水管等の状態	2.8%	1.9%	1.4%	2.1%	1.9%
水質検査	臭気	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.4%
	味	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%	0.4%
	色	0.7%	1.9%	0.6%	0.6%	0.5%
	色度	—	—	—	—	2.6%
	濁度(濁り含む)	0.2%	0.4%	0.4%	0.4%	1.2%
	残留塩素	20.5%	17.9%	17.7%	13.3%	18.9%
	書類の整備保存の状況	8.4%	5.7%	5.7%	11.3%	11.7%

注) 上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、

特に衛生上問題があると認められたため、行政庁へ報告の措置が行われた施設数であり、

平成15年9月末までは、昭和53年6月5日付け水道環境部長通知(環水第63号)の規定に基づき、衛生上問題があると認められたため、検査機関から行政庁に対して通報の措置が行われた施設数である。

・平成15年度までの報告(通報)率は検査実施施設数に対する報告(通報)の措置が行われた施設数の割合

※平成16年度の報告(通報)率は、検査項目別の指摘内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数(148,715施設)に対する報告(通報)の措置が行われた施設数の割合

・検査項目別の報告(通報)率は、報告(通報)施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-3-2 簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があつた」ために報告された内容

		平成16
報告施設数	856	
報告率	0.6%	
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	5.1%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.7%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	20.4%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がってないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	4.6%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	41.8%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	19.6%

- 注)・上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。
- ・報告率は、報告内容別内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数(148,715施設)に対する報告の措置が行われた施設数の割合
 - ・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合(複数回答あり)

表1-4 簡易専用水道における行政立入検査数

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	5,471	689	440	3
保健所設置市	4,660	1,163	617	1
特別区	279	65	45	0
合計	10,410	1,917	1,102	4

表1-5 簡易専用水道の設置状況及び検査(平成16年度)

(都道府県) 保健所設置市、特別区を除いた各都道府県の実績

(保健所設置市)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)		検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
北海道	2,883	2,349	81.5	札幌	4,290	3,394	79.1
青森	1,213	1,143	94.2	小樽	258	243	94.2
岩手	1,990	1,694	85.1	函館	494	320	64.8
宮城	1,373	1,204	87.7	旭川	456	372	81.6
秋田	577	517	89.6	仙台	3,646	1,363	37.4
山形	1,229	1,046	85.1	秋田	601	432	71.9
福島	1,636	1,320	80.7	郡山	712	535	75.1
茨城	3,270	2,611	79.8	いわき	445	362	81.3
栃木	1,739	1,185	68.1	宇都宮	1,067	811	76.0
群馬	2,514	1,902	75.7	さいたま	2,698	1,842	68.3
埼玉	10,001	5,893	58.9	川越	908	486	53.5
千葉	5,803	5,404	93.1	千葉	1,604	1,469	91.6
東京	9,214	7,437	80.7	船橋	1,148	917	79.9
神奈川	5,205	4,513	86.7	横浜	9,397	8,168	86.9
新潟	1,836	1,420	77.3	川崎	3,605	2,950	81.8
富山	571	490	85.8	横須賀	612	502	82.0
石川	619	486	78.5	相模原	991	849	85.7
福井	587	566	96.4	新潟	1,468	1,333	90.8
山梨	1,428	1,027	71.9	富山	344	292	84.9
長野	1,729	1,380	79.8	金沢	464	361	77.8
岐阜	1,159	1,142	98.5	長野	403	364	90.3
静岡	3,307	2,834	85.7	岐阜	344	339	98.5
愛知	4,065	3,711	91.3	静岡	1,198	1,078	90.0
三重	1,528	1,029	67.3	浜松	836	752	90.0
滋賀	2,073	1,727	83.3	名古屋	5,468	4,886	89.4
京都	1,494	1,099	73.6	豊橋	500	422	84.4
大阪	7,207	5,659	78.5	豊田	445	405	91.0
兵庫	4,099	3,711	90.5	岡崎	539	351	65.1
奈良	1,218	1,075	88.3	京都	3,570	3,250	91.0
和歌山	491	465	94.7	大阪	8,376	6,484	77.4
鳥取	847	790	93.3	堺	1,144	952	83.2
島根	845	717	84.9	東大阪	790	583	73.8
岡山	516	466	90.3	高槻	374	300	80.2
広島	1,395	1,139	81.6	神戸	2,938	2,567	87.4

山 口	1,321	855	64.7
徳 島	1,052	544	51.7
香 川	835	665	79.6
愛 媛	1,004	900	89.6
高 知	269	256	95.2
福 岡	1,834	1,528	83.3
佐 賀	1,082	1,024	94.6
長 崎	590	528	89.5
熊 本	478	466	97.5
大 分	573	500	87.3
宮 崎	446	408	91.5
鹿児島	1,005	798	79.4
沖 縄	2,711	2,584	95.3
合 計	98,861	80,207	81.1

本表は、保健所設置市、特別区を除いた

各都道府県の検査実績を示す。

尼 崎	920	852	92.6
西 宮	1,274	1,184	92.9
姫 路	1,053	1,000	95.0
奈 良	590	519	88.0
和 歌 山	634	524	82.6
岡 山	1,071	963	89.9
倉 敷	474	435	91.8
広 島	3,077	2,250	73.1
呉	418	310	74.2
福 山	640	486	75.9
下 関	486	321	66.0
高 松	761	701	92.1
松 山	1,030	444	43.1
高 知	429	410	95.6
福 岡	4,663	4,131	88.6
北九州	2,800	2,061	73.6
大牟田	125	124	99.2
長 崎	672	584	86.9
佐世保	327	273	83.5
熊 本	1,086	992	91.3
大 分	683	577	84.5
宮 崎	872	767	88.0
鹿児島	926	851	91.9
合 計	7,144	70,493	80.9

(特別区)

(合計)

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
千代田	815	370	45.4
中 央	825	510	61.8
港	1,701	1,360	80.0
新 宿	1,534	1,272	82.9
文 京	661	497	75.2
台 東	566	463	81.8
墨 田	471	343	72.8
江 東	1,196	1,100	92.0
品 川	1,105	595	53.8
目 黒	552	399	72.3
大 田	1,288	1,120	87.0
世 田 谷	1,303	1,177	90.3
渋 谷	1,093	925	84.6
中 野	479	312	65.1
杉 並	589	343	58.2

	検査対象 箇所数	検査実施 箇所数	受検率 (%)
都 道 府 県	98,861	80,207	81.1
保健所設置市	87,144	70,493	80.9
特 別 区	20,446	16,139	78.9
合 計	206,451	166,839	80.8
平成15年度	201,809	167,497	83.0

注：特別区内のビル管理法が適用される簡易専用水道の一部（延べ床面積10,000m²以上）については、東京都分として計上した。

検査実施箇所数には、都道府県等から収集した情報の他に、登録検査機関から収集した情報も一部含む。

豊 島	587	570	97.1
北	587	494	84.2
荒 川	372	342	91.9
板 橋	1,122	912	81.3
練 馬	971	711	73.2
足 立	1,073	968	90.2
葛 飾	773	721	93.3
江戸川	783	635	81.1
合 計	20,446	16,139	78.9

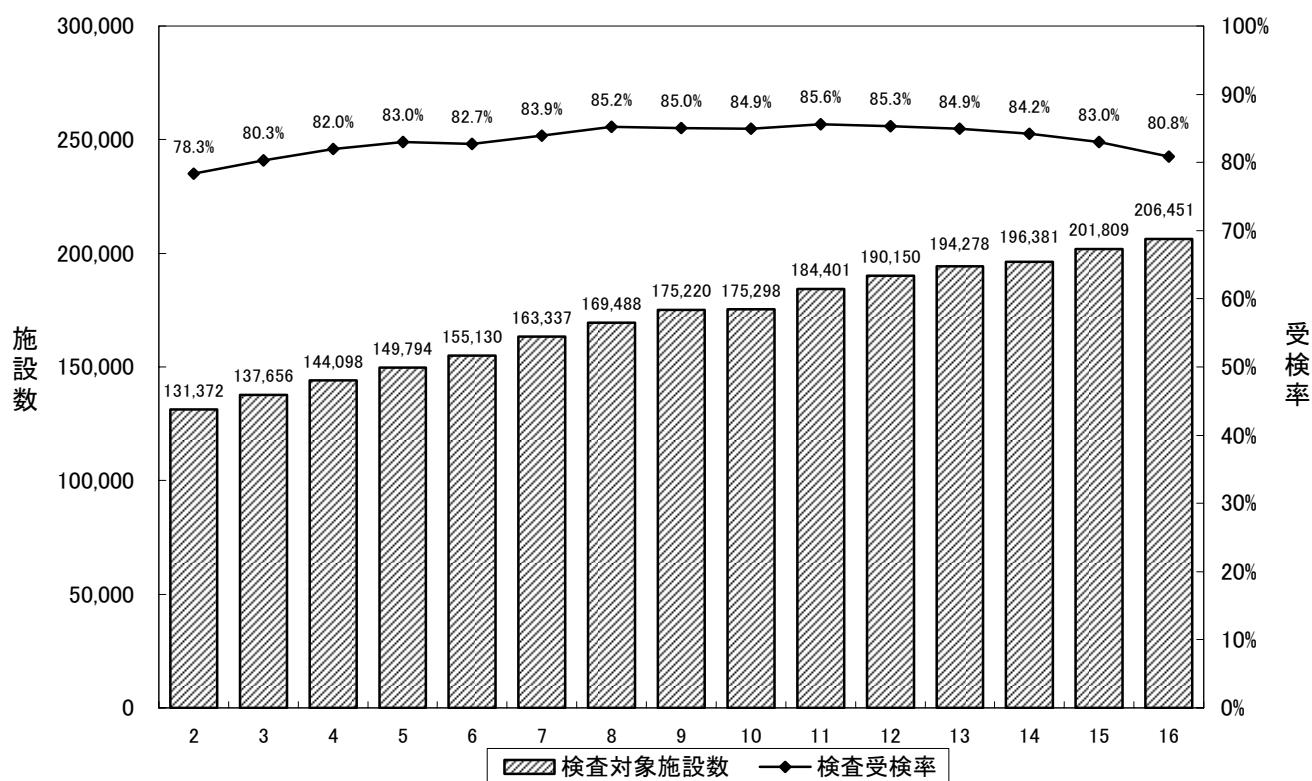


図1－1 簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

(2) 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道については、都道府県等において条例、要綱等による受検指導等が実施されている。

実施された検査の状況について、都道府県等より報告のあったものを表2－1、2－2に示す。

また、小規模貯水槽水道に係る条例、要綱等の制定状況は表2－3のとおりである。

表2－1 小規模貯水槽水道の設置状況

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
施設数	745,414	754,319	768,426	890,470	907,055
検査実施施設数	24,381	24,657	25,156	31,159	26,411

表2-2 小規模貯水槽水道の検査における不適合内容の推移

		平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
検査指摘施設数		12,918	12,060	11,047	14,041	9,498
検査指摘率		53.0%	48.9%	43.9%	45.0%	36.0%
施設の外観検査	水槽の周囲の状態	11.9%	11.2%	9.5%	12.1%	6.4%
	受水槽本体の状態	3.5%	3.3%	3.2%	9.5%	2.9%
	受水槽上部の状態	1.3%	1.5%	1.6%	28.1%	1.1%
	受水槽内部の状態	11.4%	12.4%	10.0%	9.1%	7.6%
	マンホールの状態	15.8%	17.8%	16.2%	17.2%	11.1%
	オーバーフロー管の状態	11.6%	11.2%	11.8%	10.4%	7.1%
	通気管の状態	3.4%	3.8%	3.9%	4.3%	3.8%
	水抜き管の状態	2.0%	1.9%	2.9%	3.7%	3.2%
	高置水槽本体の状態	2.6%	2.9%	2.7%	3.2%	2.1%
	高置水槽上部の状態	0.3%	0.4%	0.4%	1.6%	0.7%
	高置水槽内部の状態	8.5%	8.3%	4.8%	6.4%	4.8%
	マンホールの状態	15.0%	15.9%	12.8%	13.7%	9.2%
	オーバーフロー管の状態	10.7%	9.9%	8.2%	8.0%	5.1%
	通気管の状態	3.9%	4.2%	4.0%	4.2%	3.3%
	水抜き管の状態	1.2%	1.2%	1.1%	1.3%	1.1%
	他 給水管等の状態	0.8%	0.9%	0.8%	1.6%	0.3%
水質検査	臭気	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	味	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	色	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.0%
	色度	-	-	-	-	0.1%
	濁度(濁りを含む)	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	残留塩素	1.8%	2.4%	1.1%	2.0%	1.3%
	書類の整備保存の状況	25.9%	20.0%	19.8%	15.0%	14.4%

注) 上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記23項目についての指摘を受けた施設である。

検査項目別の指摘率は検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表2-3 小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況 (平成17年4月現在)

都道府県	種類	施行日	対象施設	保健所設置市	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設	札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
青森県	要領	S62.8.21	5m3超	小樽市	要領	H1.1.20	全施設
岩手県	要領	H15.3.27	全施設	函館市	要領	H14.12.1	全施設
宮城县	条例	S50.7.1	5m3超	旭川市			
秋田県	要領	S62.4.1	全施設	仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
山形県	要領	H3.11.20	全施設	秋田市	要領	H10.4.1	全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超	郡山市	条例	H8.12.20	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設	いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超		要領	H12.4.1	5m3以下
栃木県	要領	H1.6.15	全施設		条例	S44.10.17	全施設
群馬県	要領	S48.1.15	全施設	宇都宮市	要領	H14.4.1	全施設
埼玉県				さいたま市	条例	H15.4.1	全施設
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上	川越市	条例	H15.4.1	全施設
東京都	条例	H15.4.1	5m3超及び特定施設	千葉市	その他	H15.4.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設		条例	H4.4.1	50人以上
新潟県	条例	S33.4.1	30人以上		要領	H12.6.1	50人以上
	要綱	H14.10.18	全施設	船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
富山县				横浜市	条例	H4.4.1	専ら一戸の住宅に供給するものを除く全施設
石川県				川崎市	要領	H16.5.21	8m3以下
福井県	要領	S63.4.1	全施設		条例	H7.10.1	専ら一戸の住宅に供給するものを除く全施設
山梨県	要領	H14.12.4	全施設	相模原市	要綱	S62.12.8	
長野県	要綱	S61.8.29	全施設		条例	H8.10.1	全施設
岐阜県				新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
静岡県				富山市			
愛知県	要領	S62.4.1	全施設	金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設	長野市	要綱	H11.4.1	50人以上
三重県	条例	S41.7.5	50人以上	岐阜市	要綱	H15.4.1	全施設
滋賀県	要領	H1.2.21	全施設	静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設	浜松市	要領	S63.11.1	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設	名古屋市	要綱	S.52.1.1	全施設
兵庫県	要領	H17.4.1	全施設	豊橋市	要領	H12.4.1	全施設
奈良県				豊田市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山县				岡崎市	その他	H11.1.8	全施設
鳥取県	要領	H3.7.24	全施設				
島根県				京都市	要領	H2.10.29	全施設
岡山县	要領	H15.4.1	全施設	大阪市	要綱	S60.4.1	全施設
広島県	要領	H5.12.1	全施設	堺市	要綱	H6.4.1	全施設
山口県				東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設	高槻市	要領	H15.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設	神戸市	要綱	H11.4.1	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設	尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
高知県	要領	H9.8.1	全施設	西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設	姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
佐賀県				奈良市	要領	H16.4.1	全施設
長崎県	要領	S59.7.1	全施設				
熊本県				和歌山市			
大分県	要綱	S60.4.1	全施設	岡山市	要領	H15.4.1	全施設
宮崎県	要綱	S61.4.1	全施設				
鹿児島県	要領	H2.7.1	全施設				
沖縄県	要領	S60.6.27	全施設				

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
倉敷市	要領	H15.3.14	全施設
広島市	要領	H13.1.6	全施設
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	S41.12.27	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	(要領)		
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
大牟田市	要領	H3.4.1	全施設
長崎市	条例	H15.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	(要領)		
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H15.4.1	全施設
鹿児島市	条例	S53.8.19	全施設
	要領	H15.4.1	全施設

特 別 区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.5.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
	要領	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H6.4.1	全施設
	要領	H6.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.1	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	S59.6.1	全施設
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.6.1	全施設
品川区	要綱	S60.4.1	全施設
品川区	要領	S60.4.1	全施設
目黒区	要綱	S.59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m ² 以上
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.4.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.10.30	全施設
杉並区	要綱	S59.5.16	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
	要領	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	S60.5.1	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	全施設
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

○ その他貯水槽水道の管理に係る集計結果

貯水槽水道全体の規模別施設数、受検施設数、不適合施設数などの全国計は表2-4のとおりである。また、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査において指摘された不適合の区分別割合を図2-1、2-2に示す。

表2-4 貯水槽水道衛生管理状況一覧表(平成16年度全国計)

		施設数	検査実施 施設数	受検率	検査指摘 施設数	検査 指摘率
小規 模 貯 水 道	0 m ³ < V ≤ 5 m ³	167,687	1,705	-	741	-
	10 m ³ < V ≤ 30 m ³	50,267	1,896	-	797	-
	30 m ³ < V ≤ 50 m ³	639,115	8,235	-	4,118	-
	50 m ³ < V ≤ 100 m ³	163,268	12,109	-	3,918	-
	* 全体計	907,055	26,411	-	9,498	-
簡易 専用 水道	10 m ³ < V ≤ 20 m ³	91,135	60,590	66.5%	20,840	34.4%
	20 m ³ < V ≤ 40 m ³	61,335	44,981	73.3%	13,215	29.4%
	40 m ³ < V ≤ 60 m ³	18,918	13,112	69.3%	3,671	28.0%
	60 m ³ < V ≤ 80 m ³	7,477	5,152	68.9%	1,235	24.0%
	80 m ³ < V ≤ 100 m ³	5,215	3,545	68.0%	828	23.4%

100 m ³ < V	7,116	4,832	67.9%	977	20.2%
* 全体計	206,451	166,839	80.8%	47,625	36.2%*

注) 各容量区分毎の詳細な数値が不明の場合は、明確な区分のみへの数値の計上を可として調査しているため、各区分欄の和と区分計欄*の数値は必ずしも一致しない。

*検査指摘率は、検査項目別の指摘内訳が判明している都道府県等の検査実施施設数(131,545 施設)に対する割合

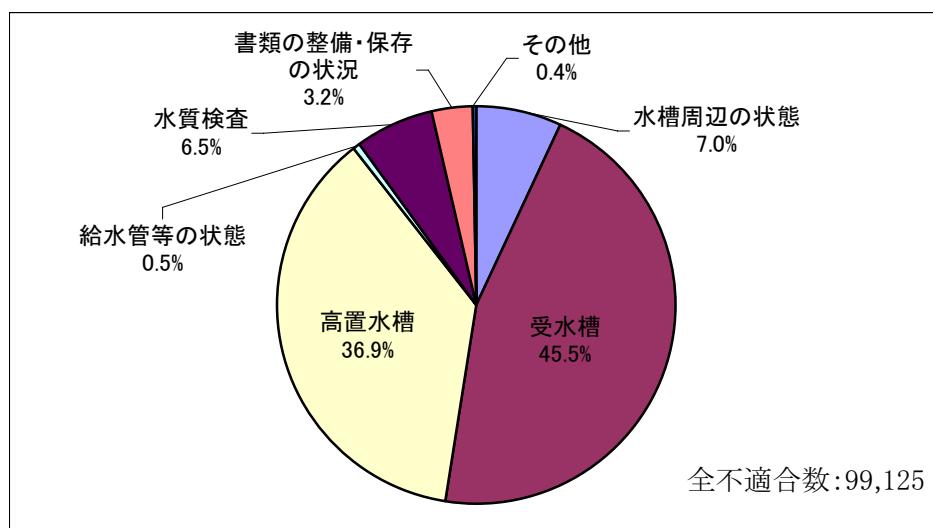


図2-1 簡易専用水道の不適合項目区別割合(平成16年度)

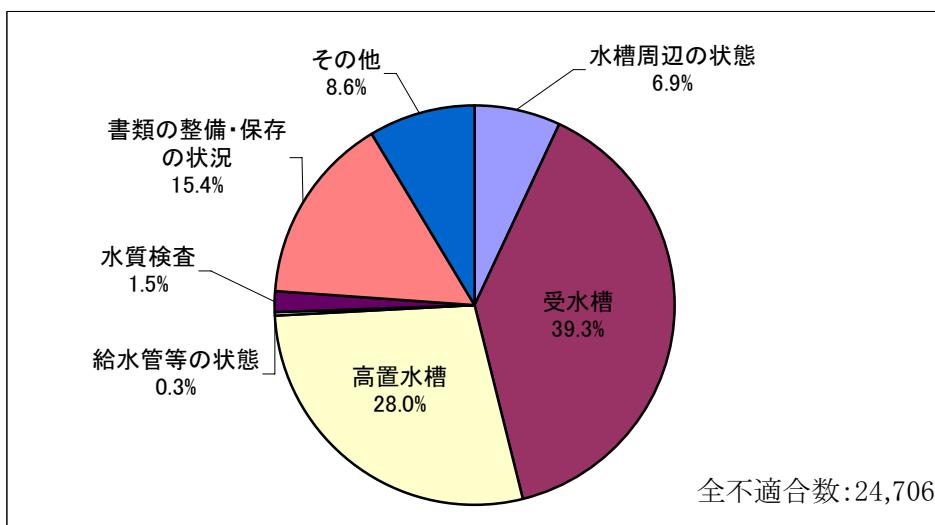


図2-2 小規模貯水槽水道の不適合項目区別割合(平成16年度)

- 注) • 本図は表1-2及び2-2に示す不適合項目毎に各都道府県等に報告のあった指摘件数を区別別に集計し、その総計に対する各区別指摘件数の百分率を示す。
• その他とは、各自治体が独自に規定した検査項目である。

